

京都市告示第 159 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 6 月 15 日

京都市長 門川大作

道路の種類 府道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大山崎大枝線	西京区大原野石見町134番地の1地先から	旧	メートル 12.40	メートル 5.50
	同町655番地地先まで	新	12.40	6.00 ~ 9.47
嵯峨野西梅津線	右京区嵯峨野秋街道町51番地の1地先から	旧	20.10	4.00
	同町51番地の29地先まで	新	20.10	6.00 ~ 6.05

(建設局土木管理部道路明示課)